

○開発途上国側のニーズを調査・発掘しつつ、SIP 第 2 期「革新的深海資源調査技術」の進捗状況を踏まえて、引き続き、科学技術協力の一環として、太平洋島しょ諸国への海洋環境調査に関する技術研修を推進しました。（内閣府）

○6 月に、海洋資源開発技術プラットフォーム会合（第 4 回）を開催しました。会合には、海洋産業、資源産業等の民間企業等から参加があり、異業種による意見交換が行われました。（内閣府、経済産業省、国土交通省）



海洋資源開発技術プラットフォーム会合（第 4 回）

## イ 海洋の産業利用の拡大

○クルーズ船の寄港増に対応するため、既存施設を活用しつつ、係船柱、防舷材等の整備によるクルーズ船の受入環境の改善を図りました。さらに、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を図るため、下関港と那覇港を追加で国際旅客船拠点形成港湾に指定しました。（国土交通省）

○上質な寄港地観光プログラムの造成を促進するためのクルーズ船社と寄港地側関係者の意見交換会及び「全国クルーズ活性化会議」と連携したクルーズ船社港湾管理者等との商談会を開催したほか、港湾施設の諸元や寄港地周辺の観光情報を一元的に発信するウェブサイトの充実化を図りました。（国土交通省）

○平成 31 年（2019 年）4 月にクルーズ国際見本市（Seatrade Cruise Global）へのブース出展を実施しました。また、10 月にクルーズ国際見本市（Seatrade Cruise Asia）へ参加し、海外クルーズ船誘致に向けた取組を実施しました。9 月以降、中国や欧米系の海外クルーズ船関係者を国内に招請し、全国クルーズ活性化会議と連携した商談会を実施しています。（国土交通省）

○マリンレジャーの魅力を幅広い世代に伝えるため、マリン産業界と連携し、「マリンカーニバル神戸 2019」（6 月）や「関西フローティングボートショー 2019」（10 月）など各地で様々なイベントを開催し、親子や子供を対象としたボート・ヨット乗船体験等を実施しました。（国土交通省）

○マリン産業の市場拡大と国民の接点を拡大していくため、「C to Sea プロジェクト」の一環として、国民が海や船に触れる機会を創出するための、「海の駅」等を発着としたプレジャーボート等によるクルーズ観光のモデルルートとなる「マリンチック街道」を広く一般の方から募集しました。また、メディア等を通じて、当取組の周知・広報を実施しました。（国土交通省）

○海洋観光及び海洋性レクリエーションの普及のため、マリン関連団体にて構成される UMI 協議会を通じて、「海の駅」等でボート・ヨットの体験乗船会や講習会等を実施しました。（国土交通省）

○離島における海洋深層水等の地域資源を活用した産業の振興を通じて海洋産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、海洋再生可能エネルギーの実証フィールドに選定された海域では、再生可能エネルギーの実証実験が行われました。（内閣府、経済産業省）

○海洋に関する魅力ある地域資源を活用した観光地の魅力の向上を図る地域の取組を支援するために、地方運輸局が観光地域づくり法人（DMO）と連携し、リアス式の内外海エリアの海＆食体験素材を生かした欧米豪向け滞在型コンテンツの造成等を行いました。（国土交通省）

○二酸化炭素の回収・貯留（CCS）について、以下の取組を実施しています。

- ・事業者が円滑に実施できる制度の下、技術開発及び実証を着実に進めており、固体吸収材・分離膜技術の実ガス試験等による実用化研究、光ファイバーを利用した地層安定性システムの開発及びマイクロバブルを用いた貯留率向上の研究等を行いました。（経済産業省）

- ・海洋環境の保全・管理を前提としているため、二酸化炭素の分離回収、輸送、貯留及びモニタリングなど各技術要素に関する技術実証を実施しています。また、二酸化炭素の分離回収に伴う環境影響の評価の検討を行ったほか、2月に東京にて国際シンポジウムを開催しました。（環境省）

- ・CCS に用いる貯留適地の確保のため、弾性波探査等の適地調査を実施しました。（経済産業省、環境省）

- ・コスト、環境保全、安全等様々な面での社会的受容性を獲得するため、苫小牧 CCS 実証事業における見学会や CCS についての講演・ワークショップ等の情報発信活動を実施しました。（経済産業省）

- ・沿岸海底下における CCS は世界に先駆けた取組であることに鑑み、海外市場の獲得も視野に入れながら国際展開に取り組んでいます。インドネシア・サウジアラビア等で、CCUS<sup>28</sup>実現可能性調査を実施し、実現可能性を確認しました。また、米国の研究機関との共同研究に向けた取組を開始しました。（経済産業省）

○JAMSTEC では、JAMSTEC ベンチャー支援制度のもと、JAMSTEC ベンチャーとしての認定を行いました。（文部科学省）



CCUS・水素に関する国際シンポジウム  
八木大臣政務官による開会挨拶

<sup>28</sup> 「CCUS」 Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage の略。二酸化炭素の回収、利用・貯留。

### (3) 海上輸送の確保

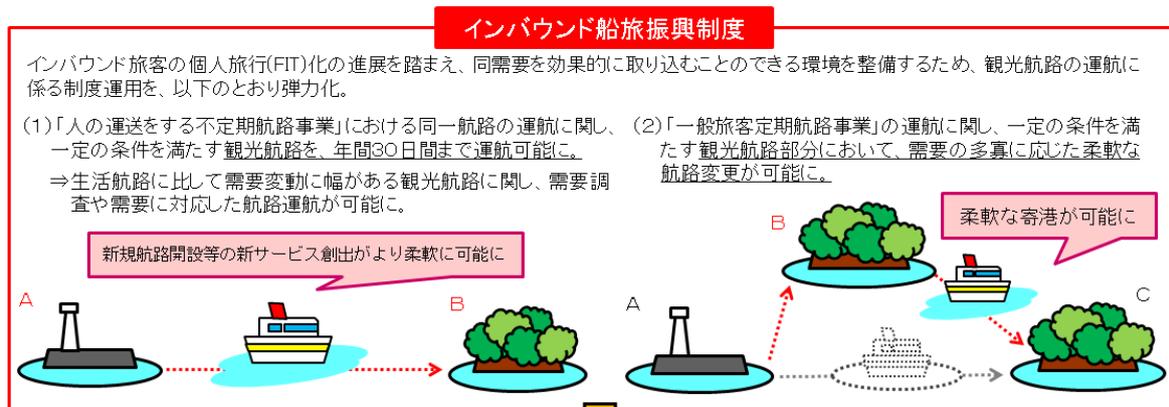
#### ア 外航海運

- トン数標準税制、国際船舶制度及び日本籍船化に係る手続き面の規制緩和の意見交換会の実施等により日本船舶・日本人船員の確保に取り組んでいます（平成31年（2019年）3月末時点では、日本船舶・日本人船員確保計画の認定を受けた事業者7社合計で、日本船舶254.9隻及び準日本船舶57隻となっているほか、外航日本人船員1,248人となっています）。また、国際船舶制度のうち、登録免許税の特例措置について、令和4年（2022年）3月31日まで延長しました。さらに、先進船舶を対象を拡充した船舶の特別償却制度を開始するとともに、環境負荷低減に資する船舶の買換特例制度の延長等により国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図っています。（国土交通省）
- 公平な競争環境の確保については、日米海事協議（8月）や日尼次官級会合（11月）を通じて関係国（米国、インドネシア）に対し保護主義的施策の是正・撤廃を求めるとともに、11月に開催された海運先進国間会合において各国と意見交換を行い、諸外国の競争を阻害する措置に対し共同で取り組むことを確認しました。（国土交通省）
- 海事観光の推進に向けた取組の具体化について、海事関係業界や観光業界、経済団体等の様々な業界の関係者間で情報共有・意見交換を行うため、6月に「海事観光推進協議会」を設立しました。さらに、海事観光の取組の加速化に向けた必要な環境整備の具体方策について検討・議論を行うため、10月に協議会の下にワーキンググループを設置しました。（国土交通省）

#### イ 内航海運

- 「内航未来創造プラン」において、目指すべき将来像の実現のため、以下のように取組を推進しました。（国土交通省）
  - ・「内航海運業者の事業基盤の強化」に係る施策である「登録船舶管理事業者制度」について、令和2年（2020年）3月末時点で本制度に基づく登録事業者は26事業者となるとともに、登録事業者が登録を受けた業務を適切に遂行しているかどうかについて、自己及び第三者の評価を実施するため、評価事項や運用方法等の具体的内容等についてとりまとめを行いました。
  - ・令和元年（2019年）5月に「安定・効率輸送協議会（3部会合同会合）」を開催しました。
  - ・「海運モーダルシフト大賞」表彰制度を創設し、令和2年（2020年）2月に表彰を実施しました。
- 訪日外国人旅行者の利便性向上のための受入環境整備に対する支援を行いました。平成31年（2019年）4月、旅客船事業者によるインバウンド対応の好事例集を公表し、取組の共有を図りました。また、10月から翌年3月にかけて、フェリーとレンタカーを連携させた広域周遊ルートの造成に向けた調査事業を実施しまし

た。さらに、平成31年(2019年)4月にインバウンドをはじめとする旅客需要が見込まれる観光航路において、旅客船事業の制度運用を弾力化する「インバウンド船旅振興制度」を創設しました。(国土交通省)



旅客船を活用した観光ルートが多様化、海事観光のパリエーションの豊富化、観光を通じた地域活性化の実現へ

#### インバウンド船旅振興制度の概要

- 航路情報のオープンデータ化及び航路の認知度向上を図るため、平成31年(2019年)4月に「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット<sup>29</sup>」をウェブサイト上で公表しました。さらに、本フォーマットの活用を促すため、令和2年(2020年)3月に入力方法を簡易化する等の改良を行うとともに、その入力解説動画をウェブサイト<sup>30</sup>上で公開しました。(国土交通省)
- 経済安全保障の観点から、船舶法第3条ただし書に基づき、沿岸輸送特許を適切かつ厳格に運用し、カボタージュ制度の維持に努めています。(国土交通省)

### ウ 海上輸送拠点の整備

- 我が国に寄港する国際基幹航路に就航するコンテナ船の寄港回数の維持・増加を図るため、平成31年(2019年)3月に公表した「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終とりまとめフォローアップ」を踏まえ、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の施策に取り組んでいます。(国土交通省)
- 11月に、「港湾法の一部を改正する法律」が成立し、国際戦略港湾の港湾運営会社の運営計画に、国際基幹航路に就航するコンテナ船の寄港回数の維持・増加に関する取組が明確に位置付けられ、国による情報の提供や指導・助言、国職員の派遣を可能とする規定が整備されました。(国土交通省)
- ばら積み貨物の安定的かつ効率的な輸入を確保するため、平成23年(2011年)5月に国際バルク戦略港湾として全国10港を選定し、港湾管理者と連携して民の視点を取り込んだ効率的な運営体制の確立や、港湾間や企業間の連携について取組を進め、小名浜港、釧路港及び徳山下松港の3港を特定貨物輸入拠点港湾に指定し

<sup>29</sup> 「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット Ver.2 (国土交通省)」

[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk3\\_000061.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk3_000061.html)

<sup>30</sup> 「標準的なフェリー・旅客船航路情報をつくらう (簡易作成ツール Ver2 入力解説)」

<https://youtu.be/c0lo5VBnPvQ>

ています。(国土交通省)

- 小名浜港、徳山下松港、水島港、志布志港で国際物流ターミナルの整備を行うとともに、釧路港国際物流ターミナルが供用されるなど、海上輸送ネットワークの拠点となる港湾で官民連携による輸入拠点としての機能の向上を図りました。(国土交通省)
- 民間による高能率な荷役機械の整備等を促進するため、荷役機械等の取得に係る固定資産税等の税制特例措置を令和2年(2020年)度まで設けています。(国土交通省)
- アジアにおけるLNGバンカリング拠点を我が国港湾に戦略的に形成することで我が国港湾へのコンテナ船、自動車専用船等の寄港を維持・拡大する目的で、平成30年(2018年)度よりLNGバンカリングに必要な施設整備に対する補助制度を創設し、円滑な事業開始に向けて、引き続き、支援を行っています。伊勢湾・三河湾及び東京湾で、令和2年(2020年)度中の供用開始を目指して、LNGバンカリング船の建造及び運航準備が進められています。(国土交通省)
- 自動車専用船の大型化や完成自動車の輸出増加に対応するため、埠頭の再編・集約化と併せた港湾施設の整備を実施しています。また、高速道路ネットワークとの連携を考慮し、企業の新規立地や増産に直結する港湾施設の整備を実施しています。さらに、平成29年(2017年)度に創設した農水産物輸出促進基盤整備事業により輸出促進に資する港湾施設の整備を推進しています。(国土交通省)
- 「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組については、「**第3部2(2)ア①**」(p.53)に記載しています。
- 静脈物流拠点の形成に向け、リサイクルポートにおける循環資源を取り扱う岸壁等の港湾施設の確保や運用等の改善を行っています。(国土交通省)
- 我が国の国際・国内海上輸送ネットワークの根幹を形成している開発保全航路の開発、保全及び管理に取り組みました。(国土交通省)

---

## (4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

---

### ア 水産資源の適切な管理

- 国内における資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進するため、以下の取組を実施しました。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)
  - ・調査船調査、漁船を活用したデータ収集体制の整備・拡充を図りました。
  - ・資源評価対象魚種の拡大に対応すべく、その基礎となる資源調査や、資源評価の精度向上のための手法の検討を進めています。また、資源評価対象魚種を令和5年(2023年)度までに200種程度に拡大することとしており、都道府県からの要望も踏まえ資源評価対象魚種を拡大しています。
  - ・資源評価の高度化の一環として、資源変動に影響を与える餌料環境等の海洋環境に関する各種情報の収集・活用手法の検討・開発や、ICTを活用して漁業者から操業・漁場環境情報を迅速に収集し、資源評価に活用するネットワーク体制の構築に

向けた実証を実施しています。また、環境 DNA 解析技術の開発を推進するとともに、市場から水揚げ情報を電子的に収集するための体制構築に向けた調査・検討を行いました。

- ・調査で得られた海洋データについては、日本海洋データセンター（JODC）への提供、集約等を通じて、国内外の研究機関と連携して情報共有を図り、研究成果の公表など積極的な活用を推進しています。

- ・資源調査・評価体制の強化の一環として、また、不漁対策のための資源変動メカニズム解明等のため、水産庁漁業調査船「開洋丸」を最新の水産資源・海洋調査が可能な調査船に代船建造します。

○資源評価を受託実施している国立研究開発法人 水産研究・教育機構（以降、水産研究・教育機構）では、資源評価の観点から独立性を確保するための新しい評価体制の検討や、評価手法及び結果の透明性を確保するためのピアレビュー法についての検討も進めています。また、資源評価に関する科学的議論を行う会議については、研究者のみの参加とするとともに、議事録を公表することにより、その評価手法や結果の透明性の確保に努めています。（農林水産省）

○資源管理指針・計画体制及び太平洋クロマグロ資源管理体制の強化により資源管理を推進しました。太平洋クロマグロでは、国際約束に基づく我が国の漁獲量上限を遵守するとともに、平成 30 年（2018 年）1 月から開始された資源管理法に基づく総漁獲可能量（TAC）管理に取り組みました。また、数量配分の透明性を確保するため、水産政策審議会資源管理分科会に設置された「くろまぐろ部会」を開催しました。（農林水産省）

○トラフグやキンメダイ等の広域資源では、水産庁も含め関係漁業者、都道府県等が参加する協議会等において管理目標を設定し、資源管理指針・計画体制の下、目標達成に向けた自主的管理措置が実施されるなど、効率的・効果的な推進を図りました。（農林水産省）

○平成 30 年（2018 年）12 月に公布された「漁業法等の一部を改正する等の法律」（以降、改正漁業法）では、資源評価を行った水産資源について、最大持続生産量を達成する資源水準の値（目標管理基準値）と乱かくを未然に防止するための資源水準の値（限界管理基準値）を定めることが規定されました。これを受け、主要資源ごとの資源管理目標等の導入に向けて、新たな資源評価ルールや導入スケジュールの検討を進めるとともに、資源管理目標案を作成しました。（農林水産省）

○改正漁業法では、漁獲量の管理は個別割当（IQ）方式により行うことを基本とする旨が規定されており、準備が整った漁業・海域から、順次、IQ を導入することとしました。（農林水産省）

○漁船の大型化に当たっては、漁業構造改革総合対策等の枠組により、試験操業を実施し、漁獲能力が向上していないことを個別の案件ごとに確認するなど、適切な資源管理措置を講ずることにより資源及び既存の漁業秩序への悪影響がないことを確保しながら進めています。（農林水産省）

○太平洋クロマグロについて、平成 30 年（2018 年）1 月から開始された、資源管理法に基づく TAC 管理に取り組みました。また、悪質・巧妙化する密漁について、

都道府県担当者が参加する改正漁業法に係る会議を開催し、各都道府県の取締状況等を踏まえて意見交換を行うなど、効果的な対策に関する情報共有を図るとともに、海上保安庁や警察、関係都道府県と連携し、効果的な取締手法の検討や合同取締り等に取り組みました。（農林水産省）

○外国漁船等の違法操業への対応については、「第3部1（1）ア」（p.30）に記載しています。

○我が国は、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、7月から大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開しました。再開された捕鯨業が円滑に実施されるよう、漁場探索等を支援する実証事業の実施、鯨類資源に悪影響を及ぼすことのない捕獲枠の設定、沿岸漁業・観光業との調整、北西太平洋と南極海での鯨類科学調査を行いました。引き続き、関係省庁と連携しつつ、捕鯨業に関する我が国の立場につき、関係国に対して粘り強く説明するとともに、水産資源の持続可能な利用を支持する国々との連携強化等に取り組みました（**関連：「捕鯨をめぐる新たな動き」**（p.14）参照）。（農林水産省）



左：捕獲されたミンククジラと小型捕鯨船 右：捕鯨母船日新丸 提供：水産庁

## イ 水産業の成長産業化

○水産業の体質を強化し、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を図るため、環太平洋パートナーシップ（TPP）対策として水産業競争力強化緊急事業により広域浜プランに基づくリース漁船・機器導入等を支援するとともに、漁業構造改革総合対策事業により、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を51件支援しました。（農林水産省）

○計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、その取組を支えるため、漁業共済の仕組みを活用し、漁業収入が減少した場合に補てんすることにより漁業経営の安定化を図りました。令和4年（2022年）度までに、漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合を令和4年（2022年）度までに90%にすることを目標としており、平成28年（2016年）度で69%、平成30年（2018年）度で74%と着実に伸びています。（農林水産省）

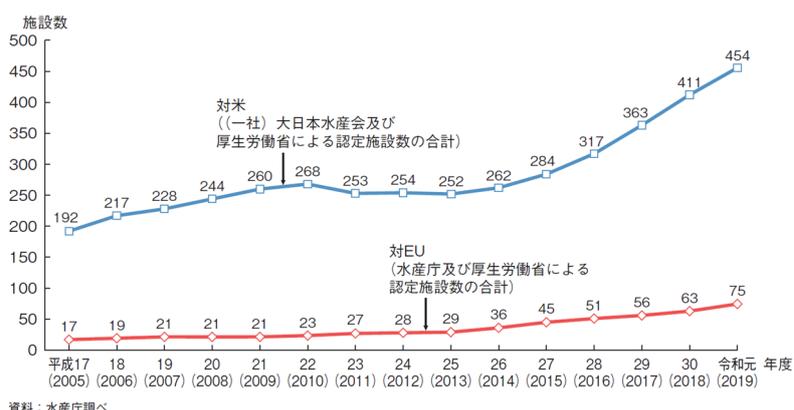
○「浜の活力再生プラン」の策定を推進するとともに、令和元年（2019年）度で終期を迎えるプランについて、今期の取組を評価した上で、第2期浜プランへの更新

を進めています。また、優良事例の全国への横展開を図るため、事例紹介を行うブロック会議を 5 か所で開催するとともに、特に優れた事例について農林水産大臣賞等の表彰を行いました。（農林水産省）

- 漁村地域における企業誘致等の情報提供や漁村地域と参入企業等とのマッチングを支援するとともに、漁業への参入を希望する企業等に対する情報提供プラットフォームを新たに設置しました。（農林水産省）
- 高船齢船の代船を計画的に進めていくため、漁業者団体における長期代船建造計画の策定を支援しました。また、漁業構造改革総合対策事業において当該計画に基づく計画的・効率的な漁船導入の実証の取組を支援しました。（農林水産省）
- 漁船等における居住環境の改善のため、海上ブロードバンドの普及に向け、平成 30 年（2018 年）3 月に総務省、水産庁及び国土交通省の 3 省庁により取りまとめた「海上における高速通信の普及に向けて（最終報告）」に基づき、水産関係者等に対して説明会を通じた情報提供を行うなど、普及啓発に取り組みました。（総務省、農林水産省、国土交通省）

## ウ 流通機構の改革と水産物輸出の促進

○水産物の輸出拡大に向けたフードチェーン全体での輸出体制の強化のため、輸出向け施設の認定に必要となる衛生管理に関する研修や現地指導等を行う取組に対して支援するとともに、水産物の輸出促進に資するための EU 及び米国が輸出水産物について求めるトレーサ



資料：水産庁調べ

水産加工業等における対 EU・米国輸出認定施設数の推移  
(令和元年度水産白書抜粋)

ビリティを推進する取組の実証に対して支援しました。水産加工施設等にかかる対 EU 輸出認定施設及び対米輸出認定施設は、平成 30 年（2018 年）度末の 474 件から 529 件に増加しました。あわせて、価格形成力の強化や取扱量の増大、品質の向上等による産地水産物の競争力強化に向け、産地市場の統合を進めるための調査・分析を行いました。（農林水産省）

- 令和元年（2019 年）末までに水産物の輸出額を 3,500 億円に到達させる目標を達成するため、輸出先国が求める HACCP（危害要因分析・重要管理点）基準に対応するための水産加工施設の改修等に対する補助、輸出先国が求める品質・衛生基準への適合に必要な機器整備に対する補助等を行いました。また、福島第一原発事故に伴う放射性物質関係の輸入規制に対する撤廃・緩和の働きかけを行うなど、輸出環境の整備に取り組み、水産物に対し何らかの規制を設けている国・地域の数、事故後の 53 から 18 にまで減少しました。（農林水産省）

## 工 漁港・漁場・漁村の総合的整備

- 水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上について、漁港の生産・流通機能の強化や国内への安定的な水産物の供給とともに、輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制の確保のための対策を行いました。（農林水産省）
- 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備について、漁場環境の変化に対応した水産環境整備の実施により、豊かな生態系の創造による海域全体の生産力の底上げのための対策を行いました。（農林水産省）
- 大規模自然災害に備えた対応力強化について、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策を行いました。（農林水産省）
- 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出について、漁港ストックの適切な維持、更新や整備と併せ、漁村における交流促進対策、生活環境や就労環境対策等を推進し、漁村のにぎわいの創出のための対策を行いました。（農林水産省）

## 才 国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮の促進

- 水産多面的機能発揮対策事業により、水産業・漁村のもつ多面的機能発揮に資する活動に対して交付金を交付することを通じて、漁業者等が行う国境監視活動や海難救助訓練等を支援しました。（農林水産省）



監視活動を行う漁業者（鳥取県網代港地区）  
提供：網代港地区海洋環境保全対策活動組織

## 力 漁業・漁村の活性化を支える取組

- 漁業・養殖業の競争力強化等の課題を速やかに解決するための調査・研究・技術開発を効率的に推進することを目指し、クロマグロ養殖の人工種苗への転換促進のため、早期採卵技術の開発及び摂餌特性に応じた給餌方法の開発に取り組みました。また、赤潮による漁業被害を軽減するため、赤潮発生予察等の技術を開発することを目的とし、海水中の微生物の遺伝子情報や気象パラメータなどの各種データの集積と解析を進めるとともに、養殖現場での実証に取り組みました。（農林水産省）
- 水産研究・教育機構では、調査船などを用いた資源調査の高度化のための研究課題を推進し、漁業・養殖業の競争力強化等のため資源調査や飼育実験などを実施し、水産資源の生態的特性等科学的な情報の収集を行いました。（農林水産省）
- 海洋への理解増進、海洋教育の推進に資する海との触れ合いや新鮮な水産物を食することができるという機会を観光資源として積極的に活用し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる地域の創出に向け、自治体や漁業等を対象に取組状況の説明を実施するとともに、農山漁村振興交付金により、観光コンテンツの磨き上げや遊休施設を活用した宿泊施設の整備などソフト・ハードの取組を一体的に支援しました。（農林水産省）